

# 事前評価書

年度	7
整理番号	

事業名・路線名等	道路改築事業 一般国道442号 瀬の本工区		事業主体	大分県
所在 地	竹田市久住町大字白丹			
事業概要	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線形不良、幅員狭小の解消による通行車両の走行性、安全性の向上</li> <li>・観光施設へのアクセス強化によるツーリズム振興</li> <li>・中九州横断道路竹田阿蘇道路と一体となった道路機能の向上</li> </ul>		
	事業内容	<p>【計画延長・幅員】 L=200m(現拡)、W=6.0(7.5)m            【道路区分】 第3種第3級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 1,580台/日 (R22)            【現況幅員・交通量】 W=7.0m(路肩含み) 交通量 1,646台/日(R3センサス)</p>		
	事業費	C=245百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から5年(令和12年度) (2030年)		
	事業段階毎の実施計画	1年目 用地測量、関係機関との協議(熊本県) ※測量、道路詳細設計は前年度に熊本県が実施 2年目 保安林解除、用地補償 3年目 改良工 4年目 改良工 5年目 法面工、舗装工 完成		
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本路線は、緊急輸送道路1次ネットワークであり、熊本・福岡方面につながることから、各産業(林業、畜産、園芸等)の大型車が往来している。本事業区間の車道幅員は5.5mが確保されているものの、最小曲線半径R=25m程度であるとともに、道路幅員が不足しており、現行の道路構造令を満たしていない。</li> <li>・久住地域は県内屈指の観光地であり、沿線の観光施設は県内外から多くの観光客が来訪しており、豊肥地域の玄関口として重要な役割を果たしている。</li> <li>・中九州横断道路竹田阿蘇道路が事業中であり、本路線にインターチェンジ(竹田久住IC仮称)も接続することから、広域的なネットワーク形成が期待される。</li> <li>・本事業区間は大分県～熊本県を跨ぐ改良計画の一部区間であり、熊本県側はR7年度より事業着手している。両県が連携をとり改築事業を進める必要がある。</li> </ul>		
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅員狭小、線形不良の解消による、通行車両の走行性、安全性の向上</li> <li>・観光施設へのアクセス強化によるツーリズム振興</li> <li>・今後整備される中九州横断道路竹田阿蘇道路と一体となった道路機能の向上</li> </ul>		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行困難区間の解消(一次改築)のため、走行性、交通安全、地域振興の観点から評価</li> </ul> <p>【参考】B/C=0.2</p>		
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法、道路構造令に適合した工法を採用</li> <li>・線形不良解消区間は事業延長が短くなるよう、現道を活用しつつ、曲線内側のバイパス整備を選定。</li> </ul>		
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト、コンクリート、碎石は再生資材を利用</li> </ul>		
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力現道を活用し、地形改変を最小限に抑制</li> <li>・BP区間の現道部は人工物を除去し、自然環境を再生(熊本県⇒環境省へ下協議済)</li> </ul>		
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹田市⇒土木建築委員会あて要望書提出(R7.5.28)</li> <li>・期成会(大分市長)⇒大分県土木建築部長要望(R7.2.21)</li> <li>・期成会(竹田市長、南小国町長、産山村長)⇒熊本県道路都市局長要望(R5.11.29)</li> <li>・用地取得は竹田市所有地のみであるが、保安林指定有り。</li> </ul>		
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法第12条に基づき事業を実施</li> <li>・大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」、「おおいた土木未来プラン2024」、「おおいたの道構想2024」に基づき事業を実施。</li> </ul>		
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>		
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。</li> </ul>			